

文 献 資 料
紹 介

《第48回》

益救神社 神事録（全）

やまもとひで
山本秀雄

昨年は「エル・ニーニョ」という気象用語を度々聞かされた。屋久島は六月下旬から八月にかけて、日照りつづきの異常気象でエル・ニーニョ現象かというわけ……。

お蔭で台風の回数は半減したが、保水力の落ちた山、世界に誇る樹林の苔まで元気を失い、唯一の島の水力発電用ダムも水不足で火力発電に助けられ、逆に九～十月は大雨、先の乾いた分、山崩れ、道路決壊と多くの災害に見舞われた。宮之浦の橋上から羽神岳や鉈折岳を見ると一目瞭然、痛々しく崩壊した傷跡を見ることが出来よう。

昔は羽神^{はがみ}の滝を傘の柄に見せて、その上に三角の白い岩肌が

一ヶ所、風情を添えていた。洒落者は“見てごらん、今日も雨だよ”と指差し、月三十五日雨説を補強したというが、今はいい傷跡が多くシャレにもなるまい。因みに各集落の前岳も同様である。

さて今回紹介するは「益救神社神事録」であるが、これは観光におけるエル・ニーニョ現象か、私が杞憂した前言を払拭するような光を觀る来島者が相ついだこと、神社仏閣の探訪や山伏・修験者の行の場所・神事所を調査する方々も見えて、資料を求められたりしたが、残念にもそれに応えられるものは少ない。殊に南島唯一の延喜式神名帳に登載される「益救神社」（俗に一品法寿大権現といふ）また古來伝統の岳参り行事について、多くの興味を示されても、満足に対応出来なかつた。従つてこの神事録を以て益救神社の責任を果たしたい。しかし延喜式に載る古い社格でありながら、明治期からの記録しかないというのは多くの災厄にあつたためであろうか。

なお、益救神社資料はこの神事録の外に私の知るものは左の十点をあげることが出来る。皆明治以降のものである。

一、益救神社由緒書

- 二、益救神社昇格の儀に付請願書（明治五年・一八七二）
- 三、鹿児島県庁よりの文書（明治五年・一八七二）

四、馴謨郡上屋久村神社明細書

- 五、神職氏子総代名綴（文久三年～昭和二十一年）
- 六、益救神社明細書（昭和三十六年・一九六一）
- 七、社寺境内外区画実測図・写シ（明治十三年・一八八〇）

八、屋久島神社調書（昭和五十二年・一九七八）

九、益救神社棟札（慶応元年・一八六五）

十、益救神社社務所パンフレット（一九八四）

以上

益救神社神事録（全）

覚

一 真米七升五合

每朝幣帛洗米壱ヶ月分

一同 三升

正月元日同七月十五日三月上巳五月

端午七月七日九月重陽并月次

平場壱ヶ月神酒之料焼酎 方入用

一 鰹節三拾本

掛目拾本一付七百目より七百五拾目迄

壱日壱本 供用一ヶ月分

右三行屋久嶋にて月々通帳を以て在番

方より相渡され候様仰せ渡され度く存

じ奉り候

但当十一月より相渡され度く存じ奉り

候

一 塩三升

“壱ヶ月分 每朝之捧物

右屋久嶋の儀塩之れ無き場所に候間御

当地に於て当十一月より来十月迄壱ヶ

年分相渡し候様仰せ渡され度く存じ奉

り候

午十一月

生産奉行

一 塩 三斗六升

合分 四百八拾六貫文

味仕り此段申上げ候

本文二付

一 干小鰐 三百六拾枚

“壱枚之代分 壱貫三百四拾八文づつ

御積米之内より払切りを以て相渡され度く吟

味仕り此段申上げ候

所御座候間御買入の上相渡され度く米の儀は

御積米之内より払切りを以て相渡され度く吟

味仕り此段申上げ候

吹田秀太郎

午十月

神主代

益救神社

右之通被仰渡度 尤遠嶋之儀に御座候得ば：

申上候

申出通被仰付儀御座候通帳を以被相下候様被

仰渡度奉存候 以上

益救神社

右之通被仰渡度 尤遠嶋之儀に御座候得ば：

申上候

</

一 壱升二而五百四拾八文づつ

合分 拾九貫八百文

右は神主代より代銀渡候節相見得候得ば

現品御買入を以下嶋可被相渡儀と吟味仕

候 以上

午十一月二七日

諸財藏治

出納奉行

覺

白平絹 壱端
緋立絹 壱端

右正殿一座相殿二座神御衣之御料として

織屋方御織立之内より被相渡候様奉願

候

神酒拾弐盃

右屋久嶋之儀遠海相越候事故風味相損

易多々痛ミ候儀有之候間 正生酒二而

相渡候様 被仰渡度 御用酒屋より

直々納方可仕旨被仰付被下度奉存候

一 鰹節 壱連 挂目 七百目

右屋久島二而在番所より被相渡候様被

仰渡度奉存候

右御迂魂祭幣帛物として此節計 相渡

候様被仰渡度奉存候

一 餅米 八升

正殿御鏡餅用 壱度壹升づつ

年中四度 十一月 二月

十二月 六月 以下如此

一 青秩父絹 四尺 上通

正殿五色絹一度壹尺づつ右同四度分

一 昆布 武百四十目
千昆布

壹度六拾目づつ四度分

滑海藻 武百四拾目

三嶋海苔 百六拾目

右武行前同断

午十一月二七日

諸財藏治

出納奉行

覺

白平絹 壱端
紺 同 四尺

赤秩父絹 四尺 上通

白 同 四尺

綿 八拾目

打綿

前同断 四度分

麻苧 武百目

前同断 四度分

白紬 武丈 上通

前同断 四度分

壹度五尺づつ四度分

白木綿 五丈六尺 上通

壹度壹丈四尺づつ四度分

白地崩黃節縞木綿 四尺

壹度壹尺づつ

大豆 四升

小豆 四升

塩 四升

壹度壹升づつ 四度分

干鮑百目

壹度五拾目づつ 武度分

鳥賊 拾枚 大方するめの事

壹度五枚づつ武度分

正殿御鏡餅用 壱度壹升づつ

年中式度分

末社祓具込

一 昆布 武百四十目
千昆布

滑海藻 武百四拾目

三嶋海苔 百六拾目

右武行前同断

一 瓶子 六つ

白燒無地ニ而三盃入

四寸土著 四束

祓具四度分

串柿 武拾串

壹度五串づつ四度分

密柑 百式拾目

壹度三拾づつ四度分

神酒 四拾八盃

壹度拾弐盃づつ四度分

右壹行前同断二付正生酒二而御用酒屋

より直々相納候様被仰渡被下度奉存候
右於御当地相渡候様被仰渡度奉存候

真米 八升

正殿幣帛黑白之稻料四度分

野菜種々五色四度分

壹度式升づつ

豚又は鹿式丸

年中式度分

鷄 八羽 男女

年中式度分

十一月
二月

一 鰹節 式拾本 掛目 拾本七百日位

一 壱度 五本づつ四度分

右五行於屋久嶋ニ在番方より被相渡候

様仰渡奉存候

右正殿御幣物十一月神嘗二月祈年

六月十二月 月次年中四度分

青秩父絹 八尺 上通

一 黄 同 八尺 ヲ

一 白 同 八尺 ヲ

一 紺 同 八尺

相殿二前 壱度式尺づつ四度分

一 白紬 式丈四尺 上通

一 編 百六拾目

壹度三尺づつ 式前四度分

一 麻苧 式斤

二前分 壱前式拾目づつ 二前四度分

新らしく

一 餅米 壱斗式升

二前分 壱前壹升五合づつ四度分

一 大豆 八升

二前分 壱前分壹升づつ四度分

一 干鮑 百式拾目

二前分 壱前六拾目づつ式度分

一 烏賊 捨式枚 大方

二前分 壱前三拾枚づつ式度分

一 かます 中方四拾枚

二前分 壱前五拾づつ四度分

一 昆布 壱斤 千

一 滑海藻 壱斤

一 三嶋海苔 半斤

右三行二前分四拾目づつ四度分 のり 式拾目づつ

一 串柿 拾六串

一 密柑 百六拾 四度分

一 密柑 百六拾 四度分

右御当地ニ而私方江相渡候様被仰渡

度奉存候

一 米 壱斗式升

二前分四度 壱祭三升づつ

一 野菜五種づつ 四度分

一 鰹節 式拾四本 掛目拾本ニ而七百日

壹度壹前三本づつ式前分四度

右三行屋久嶋渡 前同断

右相殿式前十一月二月十二月六月

年中四度分

一 餅米 壱斗四升

右壹行正月元旦御鏡餅三重 三月上巳菱

餅三重 五月端午千巻三連之用 正殿相

殿幣帛

但屋久嶋餅米無御座候ニ付於御当地相渡
候様被仰渡度奉存候

合餅米 三斗四升

合青秩父 壱丈武尺

黄同

赤同

白同

紺同

壹丈武尺

壹丈武尺

綿 弐百四十日 斤 メ 壱斤半

麻苧五百式合目 斤 メ 三斤 四拾目

白紬四丈四尺 反 メ 壱反ト 壱丈八尺

木綿五丈六尺 反 メ 式反ト 四尺

縞木綿 四尺

大豆 壱斗式升

小豆 壱斗式升

鹽 壱斗式升

鮑 弐百式拾目 斤 メ 壱斤 六拾目

烏賊 式拾式枚

昆布 四百目斤 メ 式斤半

滑海藻 四百目斤 メ 同前

三嶋海苔 壱斤半

瓶子 六つ

四寸土箸 四束

串柿 三拾六串

密柑 式百八拾

神酒 四拾八盃

右御当地渡り

豚鹿之銀 式丸

鶏 八羽

鰹節 四拾四本

真米 式斗

野菜 三前分四度

右屋久島渡り

御魂祭幣帛物は此内へ入り申候

右は益救神社年中四度御神事幣帛物ニ御座

候、尤屋久島之儀冬中より早春梅雨前後海

路順風便宜惡敷波濤御座候得ば此節下島仕

候時右ノ通取來相渡候様被仰渡被下度奉存

此段申上候

此等ノ趣被仰上可被下儀奉願候以上

益救神社

神主代

吹田秀太郎

午十月

本文二付

伝事方

午十一月十九日

本文二付

代分三貫三文づつ

一 五色秩父壹尺ニ付

代分三貫文づつ

外ノ数行略ス

右ノ通被買上度申出相当御座候間御買入被

仰渡度屋久島渡之品は向う吟味被仰渡度
奉存此段申上候

本文二付

代分三貫三文づつ

一 餅米壹升ニ付

代分三貫三文づつ

一 五色秩父壹尺ニ付

代分三貫文づつ

外ノ数行略ス

右ノ通被買上度申出相当御座候間御買入被

仰渡度屋久島渡之品は向う吟味被仰渡度
奉存此段申上候

本文二付

代分三貫三文づつ

一 織方掛

覺

午十一月十七日

本文二付

代分三貫三文づつ

一 圓座拾五枚

代分三貫三文づつ

一 織方掛

但杉五寸角方長式間

右時々しらけ直し相用候様仕度候

方ニ不拘其時分釣得候鰹節御買入之上被相
渡度米之儀は御積米之内より被相渡其外神
主代申出通可被仰付哉と吟味仕此段申上候
以上

午十一月二日

生産奉行

本文承知仕候鰹節七百目以上之節は春漁等ニ
は別而稀成大節ニ御座候間若不漁之節は目

一 挑灯台式本
神前燈用之台ニ御座候
但中丸挑灯之儀は出入拝借別紙ニ
一 曲もの折敷拾五
神供盛用 屋久島製
一 幕串八本
被所用
但幕之儀は別段御入ノ時有之申候
一 屋久島莫座拾枚
被敷付用
右五行時々相用相続候節於屋久島ニ
在番方江申出引替被仰付候様被仰渡度
奉存候
一 折釘拾式本
但拝殿幣帛殿幕掛用
右上通無御座候付此節相調相成候様
被仰渡被下度奉存候右六行屋久島調
二而相渡候様被仰渡被下度奉存候
一 神馬 壱疋
但 口附兩人
右宮之浦諸人飼立之良馬候神事每
差出候様
一 注連 大小七前并幣帛殿迄
神前拝殿大鳥居御門神式前
一 椹并筐五ヶ所
末社料分
但左右

内前日六人当日四人後日式人
右四行御神事每差出候様被仰渡度奉
存年中四度
一 真米 三斗三升六合
右壹行新嘗御神事二付諸役并屋久島
神職被仰付候面々且村役其外凡三拾
人計 神馬飼料迄込前広より当日御
賄料右之通被成下度奉存候
三斗三升六合
右来二月新年御神事右同断
一同 式斗式升四合
右十二月月次供神事前同断
一同 式斗二升四合
右六月右同断
右四行は神饌等も無之神社二而殊更
御祭典嚴重之廉も相立一統難有可奉
存候付右之通被仰付被下度伏而奉懇
願候
右者益救神社御神事用之神具 神馬所夫
御米等於屋久嶋本道之通相渡候様被仰付
被下在番方江被仰渡被下候て時々神主代
申出 候様仕度此段申上候此等之趣被
仰上可被下儀奉願候以上

一 神主代
益救神社
一 累彈司神事監
右者御神事每屋久嶋宮ノ浦 事より出
仕御座候様被仰付度奉存候申出之通被
仰付儀二御座候 屋久嶋在番江其段被
仰
午十月 吹田秀太郎
一 伝事方

本文承知仕候莫座之儀出產之場所無之候所敷
付等も御当地より買下を以致用無事候間御當
地二而御買入を以被相渡 米之儀は御積米之
内より払切を以被相渡其外ノ品々出来之上御
買入を以被相渡差支之廉
無之候間神主代申上之通被仰付度吟味仕此段
申上候 以上
午十一月四日 生産奉行

渡被下度奉存候

一 神職八人

右屋久嶋之儀是迄神職無之場所二而御

座候故此節より復古之御祭典崇神之御

儀御座候得ば無高御鎮座官社之候所訖

を以於屋久嶋右之通被召連神職格式之

儀は一等式等之社家江被準候様被仰付

被下候て弥神威之重キ事相顯し一統尊

敬之廉も可相立候間尤恐奉存候 私に

右様申上候儀實以恐多憚入儀二奉存候

得共何分神主代被仰付置候職掌之儀二

御座候間不得止事奉願上候左候間神職

被仰付候面々此涯三等之社家ニ被準候

様被仰渡追々神樂稽古神事式出精仕一

度上國も仕候者は昇進被仰付候様御座

候得ば相勵可申と奉存候 何卒右奉願

様被仰付被下度伏而奉懇願候申出之

通被仰付儀ニ御座候得ば前同断屋久嶋

在番方江委曲被仰渡度在候て萬々申談

候様仕度奉存候

但祭祿被成下候儀ニ不及事と奉存此

段申上候

右前申上候神職被仰付事御座候得ば

右人数之内小女より被仰付度奉存候左

候間内侍之儀は女子之儀二而斎日も有

之事故一度御神事相勤候はば左之通祭

祿被成下度奉存候 無左候而は何分辯

退可仕哉と奉存旁左之通奉願上候
一 真米 六升五合づつ
。壱ハ前壱度づつ御神事
右十一月卯日 二月 十二月 六月
年中四度

一 同 壱升三合づつ

。壱人前壱度之御神事

右正月元日 三月三日 五月五日

七月七日 九月九日 年中五度

右之通被仰付被下度奉存候左候而御免被

仰付儀ニ御座候得ば前同断屋久嶋在番方

江被仰渡被下度右被下 米之儀も屋久嶋

方より相渡候様 有御座度此段も伏而奉

願候

右之通被仰付被下度奉存候左候而御免被

仰付儀ニ御座候得ば前同断屋久嶋在番方

江被仰渡被下度右被下 米之儀も屋久嶋

方より相渡候様 有御座度此段も伏而奉

願候

一 幣帛刀襷手伝并神馬口附仕丁迄

凡 六人

右屋久島村役又は無役之者より御神事每

相勤候様被仰付度奉存候此段前同断屋久

嶋方江被仰渡度奉存候

右者益救神社御神事神務之人數二而右

之通被仰付被下度奉願候

以上

此等の趣被仰上可被下儀奉願候 以上

益救神社

神主代

吹田秀太郎

午十一月廿八日

生産奉行

本文神主代渡海上下二付乗船之錢嶋許御用木
積船等上下船江乘船被仰付旅宿之儀是迄之在
嶋之通被仰付差支有之間敷吟味仕此段申上候

以上

本文承知在仕候屋久島之儀惣而浦百姓二而

伝 事 方

勤候者有之間敷存候得共若相勤候者共二而神職相

座候はば在番江相付願出候様被仰渡神職中は
諸掛物并夫役御免被仰付度尤内侍相勤度量之
者は申付相勤候節は祭祿御藏米より被成下度
其外神主代申出ノ通被仰付度吟味仕此段申上

勤候者有之間敷存候得共若相勤候者共二而神職相

勤候者有之間敷存候得共若相勤候者共二而神職相

(以下次号へ続く)